

## 千曲市基幹地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の運営に関する規程

### (事業の目的)

第1条 千曲市が開設する千曲市基幹地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援又は厚生労働大臣が定める基準に該当する状態（次条において「要支援等状態」という。）となった高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援等状態となった場合においても、その利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業所の従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、福祉サービス、地域の介護予防活動事業及び地域支援事業等と連続性及び一貫性をもった支援が多様な事業者、各種団体及びボランティア等から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行う。

3 事業所の従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 千曲市基幹地域包括支援センター  
所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 8名

(1)・(2)の職種の内訳

保健師 2名 介護支援専門員 4名 社会福祉士 2名 事務 1名

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(介護予防支援事業等の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援事業等の提供に際しては、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 介護予防支援事業等の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス支援計画又はケアプランの作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び介護予防サービス事業者等との連絡
- (3) 必要に応じて、地域の保健・医療・福祉のサービス等への紹介その他便宜の提供

3 使用する課題分析は、厚生労働省の指示のものとする。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の場所は、原則として千曲市基幹地域包括支援センター会議室とする。

5 従業者は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 第1号介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、千曲市長が定める額によるものとする。

3 介護予防支援事業等の提供にあたり、次条に規定する通常の事業の実施地域をこえて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収することができる。なお、自動車を使用した場合は1km当り37円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、千曲市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するため、定期的な研修を(年1回以上)実施する
- (4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこととする

2 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 1か月以内

(2) 継続研修 年2～3回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は千曲市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この規定は、令和5年4月1日から施行する。